

守谷市総合教育会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、守谷市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第2条 傍聴者の定員は10名とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は会議の開催場所の規模等を勘案して前項の定員を変更することができる。

3 傍聴希望者が、前各項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議開始30分前から10分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類を携帯している者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 写真機、録音機の類を携帯している者。ただし、第5条第3項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき総合教育会議の許可を得た者を除く。

(5) 酒気を帯びている者

(6) 異様な服装をしている者

(7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) はち巻、たすき類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 傍聴者は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、総合教育会議の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、総合教育会議の指示に従わなければならない。
(傍聴者への配布資料等)
- 第6条 傍聴者には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他総合教育会議が必要と認める資料を配布するものとする。
(傍聴者の退場)
- 第7条 傍聴者は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。
- 2 総合教育会議は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができるものとする。
(報道関係者の取扱い)
- 第8条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。
(その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。